

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和二十二年七月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 平成二十一年度に知事及び副知事に支給する期末手当の額は、第五条及び前項の規定にかかわらず、それぞれこれらの規定により支給すべき期末手当の額から、同条の規定により支給すべき期末手当の額の、知事にあつては百分の五、副知事にあつては百分の三に相当する額（その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。